

社会福祉法人双海夕なぎ会役員の報酬等及び費用弁償に関する規程

(目的)

第1条 この規程は、社会福祉法人双海夕なぎ会定款第10条第1項第2号、第10条第1項第3号の規定に基づき、役員の報酬等及び費用弁償に関し、必要な事項を定める。

(報酬)

第2条 役員の報酬は、理事会出席に対して、1回あたり3,000円を支給する。

(旅費)

第3条 理事会出席に対する交通費を1回あたり2,000円支給する。

(費用弁償)

第4条 役員が業務のため旅行した場合は、その旅行について費用弁償として旅費を支給する。

2 前項の規定による旅費の支給については、双海夕なぎ会職員の例による。

附則

この規程は、平成19年5月23日から施行する。

附則

この規程は、平成29年6月7日から施行する。

附則

この規程は、平成31年4月1日から施行する。

社会福祉法人双海夕なぎ会評議員の報酬等に関する規程

(目的)

第1条 この規程は、社会福祉法人双海夕なぎ会定款第8条、第10条第1項第3号の規定に基づき、評議員の報酬等に関し、必要な事項を定める。

(報酬)

第2条 評議員の報酬は、評議員会出席に対して、1回あたり3,000円を支給する。

(旅費)

第3条 評議員会出席に対する交通費を1回あたり2,000円支給する。

附則

この規程は、平成19年5月23日から施行する。

附則

この規程は、平成29年6月7日から施行する。

附則

この規程は、平成31年4月1日から施行する。